

東大阪市新斎苑整備基本構想

概要版

【令和7年2月】

第1章 はじめに

1. 基本構想策定の背景と目的

- 本市では、市内に市立斎場として6つの斎場（以下、「既存斎場」という。）を設置し、年々増加する火葬需要に対して、施設・設備の更新を行いながら、市民の火葬需要に対応してきました。
- 長瀬斎場を除く既存斎場では、施設・設備の老朽化が進行し、旧式の火葬炉が設置されています。
- 超高齢化社会の到来による火葬件数の増加が見込まれる中で、現状のままでは、増加する火葬需要への対応は困難であることが想定されます。
- 「東大阪市新斎苑整備基本構想」（以下、「基本構想」という。）は、既存斎場の現状を踏まえ、課題を整理したうえで、新斎苑を整備するうえでの基本的な条件や、基本理念・基本方針等について検討・整理し、その基本的な考えを示すものとして策定するものです。
- なお、基本構想の策定にあたっては、市民の方々が故人を偲ぶうえでよりよい斎場とするため、斎場建物の建設のみに焦点を合わせるのではなく、建物周辺と一体的な空間を計画することで、一般的に持たれる斎場に対するネガティブなイメージを払拭し、周辺住民の方々に自然な形で親しみを持ってもらえる優れた景観の形成と、市民が日常的に集える憩いの場を提供することを目指して、住民説明会及びワークショップでの意見や要望を十分に踏まえながら、検討を行います。

第2章 前提条件の整理

1. 関係法令の整理

- 火葬場は、「墓地、埋葬等に関する法律」と「都市計画法」、「建築基準法」の3法によって位置づけられており、各法の条文において、施設整備などの要件がそれぞれ定められています。

2. 既存斎場の概要

- 既存斎場の火葬炉設置数は、長瀬斎場に4基、小阪斎場に5基、楠根斎場、岩田斎場及び額田斎場に3基、荒本斎場に2基、市全体では20基となっています。
- 人口約50万人という都市の規模から考えると、比較的小規模な斎場が多いという状況です。
- 既存斎場の火葬炉数の構成比と火葬実績（令和5年度）は下表のとおりです。長瀬斎場、額田斎場において火葬炉の構成比に対して高い受持率となっており、使用頻度は高い状況です。

< 既存斎場の利用状況等（令和5年度） >

施設名称	火葬炉数	構成比	最大火葬件数 (一日あたり)	火葬実績	火葬割合
長瀬斎場	4基	20.0%	8件	1,597件	22.7%
小阪斎場	5基	25.0%	7件	1,752件	24.9%
楠根斎場	3基	15.0%	6件	898件	12.8%
岩田斎場	3基	15.0%	5件	1,042件	14.8%
額田斎場	3基	15.0%	6件	1,356件	19.3%
荒本斎場	2基	10.0%	3件	389件	5.5%
合計	20基	100.0%	35件	7,034件	100.0%

3. 現状課題の整理

- 長瀬斎場を除いて、施設・設備の老朽化、火葬炉設備の老朽化、災害時対応への懸念、利用面での課題、管理・運営面での課題、スペースの不足などの課題を抱えながら運用を続けています。



4. 施設整備の方向性

- 既存斎場の敷地上の制約、管理運営の効率化、質の高い空間整備といった観点から、長瀬斎場を除く既存斎場は現地建替えや増築ではなく、集約して新たに斎場を整備します。

第3章 必要火葬炉数の検討

1. 火葬炉数算定の手順

- 右図の手順に基づき、将来死亡者数より本市全体における火葬件数を推計することで、新斎苑に必要な火葬炉数を算定します。

< 火葬炉数算定の手順 >



2. 将来死亡者数の推計

- 本市の死亡者数は、下表のとおり、2020年以降増加していき、2035年から2039年までの間に年平均6,900人とピークを迎えることがわかります。その後も2065年まで高い数値で推移していきます。

3. 年間火葬件数の推計

- 本市全体の将来の年間火葬件数を算定した結果、下表のとおりとなりました。2065年まで現状よりも多い件数で推移していきます。ピーク時（2035年から2039年）に対応可能な火葬炉数を整備することが必要です。

4. 必要火葬炉数の算定

- 理論的必要炉数の算定式に基づき、新斎苑に必要な火葬炉数の算定結果を以下に整理します。ピーク時（2035年から2039年）に12基の火葬炉が必要であることがわかります。
- その後も火葬件数が多い時期が続くため、火葬炉にかかる負担、災害時対応、火葬待ちの状況などを考慮して、新斎苑に必要な火葬炉数を12基と設定します。
- なお、「火葬場の建設・維持管理マニュアル」において、メンテナンス等を考慮して予備炉を1基以上加算する必要があるとされていますが、死亡者数は2035年から2039年にピークを迎えた後、緩やかに減少していくことから、新斎苑に予備炉は見込まないこととします。

< 必要火葬炉数の算定 >

項目	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060	2065
死亡者数	6,154	6,540	6,840	6,900	6,744	6,560	6,637	6,497	6,690	6,417
火葬件数	6,811	7,238	7,570	7,636	7,464	7,259	7,345	7,191	7,404	7,102
市全体の火葬炉数	14	15	16	16	15	15	15	15	15	15
新斎苑に必要な火葬炉数	10	11	12	12	11	11	11	11	11	11

第4章 建設候補地の選定経緯

1. 建設候補地選定の基本的な考え方

- 関係法令、自然環境条件、道路交通条件などの整理を行い、候補地として適しているかどうかの検討・評価を実施したうえで建設予定地の選定を行います。

3. 建設候補地の選定条件

- 以下に示す視点により比較・検討を行います。

< 建設候補地の基本条件 >

	比較項目
(1)関係法令への適合	① 関係法令に適合していること ② 住居系用途地域ではないこと ③ 100m以内に住宅が比較的小さいこと
(2)敷地の条件	① 十分な広さを有する敷地であること
(3)アクセス条件	① 敷地までのアプローチ動線を有すること ② 広域交通拠点等からアクセスしやすいこと
(4)災害時の機能維持	① 災害に対して危険性が低いこと ② 「大阪府広域火葬計画」に適合していること
(5)その他（経済性、工事の容易さ等）	① ライフラインの整備状況 ② 用地買収等による遅延の恐れがないこと ③ 埋蔵文化財包蔵地に指定されていないこと

2. 建設候補地の抽出

- 市有地・公有地から、5つの建設候補地を抽出しました。

< 建設候補地の概要 >

候補地	地区	面積
候補地A	中地区	約3,000㎡
候補地B	東地区	約200,000㎡
候補地C	東地区	約5,000㎡
候補地D	西地区	約3,000㎡
候補地E	東地区	約22,000㎡

4. 建設候補地の比較評価

- 下表により、「候補地E（布市・中石切エリア）」を新斎苑建設の最適地と評価し、建設候補地として選定します。

< 候補地の比較・検討 >

候補地	(1)関係法令			(2)敷地	(3)アクセス		(4)災害機能		(5)その他		
	①	②	③	①	①	②	①	②	①	②	③
候補地A	△	○	△	×	○	○	○	○	○	△	○
候補地B	○	×	△	○	×	△	×	×	△	×	×
候補地C	△	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
候補地D	△	×	×	×	○	○	○	○	○	△	○
候補地E	○	○	○	○	△	△	○	○	○	△	○

第5章 基本理念・基本方針

1. 前提となる考え方

- 新斎苑整備にあたり、既存斎場の課題を解決するとともに、将来の火葬需要の増加に対応可能な斎場が必要であり、また、建設候補地周辺の住民・事業所にとって、親しみを持てる施設の整備が重要です。
- そのため、既存施設が抱える課題の解決、建設候補地周辺への配慮、最近の斎場整備における配慮すべき動向及びワークショップでの意見を踏まえて、基本理念・基本方針を設定しました。

2. 基本理念・基本方針

～新斎苑の基本理念～

自然と産業が共存するこの地に調和し
人・地域・環境をやさしく包み込む新たな斎苑

～新斎苑の基本方針～

1. 地域に寄りそい、周辺住民が日常的に親しみを持てる施設
2. 最新技術の導入による周辺環境・地球環境にやさしい施設
3. 故人の旅立ちの場としてふさわしく、遺族・会葬者に配慮した静穏で安らかな空間
4. 誰もが安心して利用できる、ひとにやさしい施設
5. 災害発生時でも安全で、継続して機能を発揮できる施設
6. 長期的な利用を見据えて、経済性・効率性に配慮した管理運営のしやすい施設

第6章 新斎苑に必要な機能・規模

1. 施設機能及び諸室の検討

- 一般的な斎場は、火葬、管理、待合、式場の4部門と駐車場等の付帯施設によって構成されています。
- 市内に民間葬儀ホールが多数整備されていることや、既存斎場における式場の利用率が低いこと、周辺交通への影響が懸念されることから、式場部門は整備しない方針とします。
- 斎場としての機能に加えて、市民が日常的に集える憩いの空間を付加機能として整備します。

<新斎苑の施設構成イメージ>



2. 各部門の基本的機能

- 火葬部門は直接火葬に係る機能で、エントランスホール、告別室、収骨室など、管理部門は、事務室、会議室（多目的室）など、待合部門は、遺族や会葬者が火葬から収骨までの間、一時休憩を行う場所で、待合ホール、待合室などから構成されます。
- 付帯施設は、構内通路、駐車場、環境緑地などから構成されます。
- 先行事例や建設候補地の周辺状況から、付加機能として緑地ゾーン（一般開放）の整備を検討します。緑地ゾーンは、誰もが憩えるスペースとするために、遊歩道や健康器具、遊具などの設置を検討することとします。

3. 必要規模の検討

- 告別室及び収骨室は、遺族や会葬者が、他の会葬者と交錯することなく落ち着いた環境で故人とお別れができるように、告別室、炉前ホール、収骨室を集約して個室化する傾向がみられます。新斎苑でも、必要火葬炉数12基に対して、6室の告別・収骨室を設ける方針とします。
- 待合室は、火葬集中日におけるタイムスケジュールより、必要火葬炉数と同数の12室設置する方針とします。
- 建物の概略規模、新斎苑に必要な敷地面積の検討結果は以下のとおりです。

<建物の概略規模>

区分	必要面積
火葬部門	3,000㎡
管理部門	300㎡
待合部門	1,900㎡
合計	5,200㎡

<新斎苑に必要な敷地面積>

項目	面積	備考
新斎苑整備ゾーン		
建物面積	約4,500㎡	建物+車寄せ・バックヤードなど
駐車場	約3,000㎡	普通乗用車70台程度+マイクロバス10台分程度
構内通路	約3,500㎡	「建設設計資料 46葬祭場・納骨堂」を参考
環境緑地	約7,500㎡	「建設設計資料 46葬祭場・納骨堂」を参考
小計	約18,500㎡	
緑地ゾーン（一般開放）		
緑地ゾーン	約4,000㎡	街区公園標準面積+景観向上として4,000㎡
合計	約22,500㎡	

- 建物の面積は、基本計画及び設計段階において、面積のコンパクト化を図るなど再度検討を行います。

第7章 配置ゾーニングの検討

1. 敷地条件の整理

<新斎苑の施設構成イメージ>

項目	内容
所在地	布市町三丁目510、中石切町六丁目801-1 他
敷地面積	約22,600㎡
用途地域	準工業地域
建蔽率/容積率	60%/200%
高さ・斜線制限	道路斜線：適用距離：20m、勾配：1.5 隣地斜線：立上り：31m、勾配：2.5
接道状況	南側：石切西2号線・幅員約7.2m 西側：石切西1号線・幅員約3.9m



2. 周辺道路からの車両動線の検討

- 新斎苑への車両動線検討にあたり、建設候補地周辺の2地点において交通量調査を実施しました。
- 交通量は08:00~09:00、14:00~15:00、17:00~18:00の時間帯に増加する傾向がみられます。
- 新斎苑への1時間当たりの進入車両台数は、ピーク時(12時から15時)において約40台程度と想定され、現状交通量(交差点進入車両500台)と比較して少ないため、新斎苑建設による周辺交通への影響は少ないと考えます。

3. 土地利用・配置計画

- 配置ゾーニングの検討にあたり、土地利用計画の方針を整理します。

- 建物はコンパクトな2階建てを想定
- 普通乗用車約70台分、マイクロバス用駐車場約10台分確保
- 敷地内通路の整備
- 敷地外周部に環境緑地を計画
- 新斎苑整備ゾーンと緑地ゾーンは区分して配置



4. 配置ゾーニングイメージの検討

- 土地利用計画に関する条件を基に、作成した配置ゾーニングイメージは以下のとおりです。
- 周辺施設・交通・景観への影響など観点を踏まえて、引き続き最適な配置ゾーニングの検討を進めていきます。

<配置A案【建物を建設候補地中央付近に配置】>



- 敷地境界から離隔があるため、周辺施設に配慮できている
- 車両出入口が曲がり角に近いこと、車両動線計画に工夫が必要
- 恩智川沿いに空地があるため、川沿いの景観に配慮できている
- 建物前面に駐車場を整備するため、わかりやすく利便性が高い

<配置B案【建物を北側に寄せて配置】>



- 北側境界に近いこと、圧迫感および日影の影響への配慮が必要
- 車両出入口までのアクセスがわかりやすくなるよう配慮が必要
- 恩智川から建物が近いため、川沿いの景観に配慮が必要
- 建物前面に駐車場を整備するため、わかりやすく利便性が高い

第8章 今後の進め方

- 令和13年度の供用開始を目標として、来年度は基本計画、生活環境影響調査(予測調査)を進めていきます。
- 住民説明会の開催と火葬炉設備の環境保全目標値の設定を重点項目として、基本計画の検討を行っていきます。